

気候関連金融リスクに対する 金融監督の現状～バーゼル調査

バーゼル銀行監督委員会が気候関連金融リスクについて、グローバルな指針を公表する可能性が高まりつつある。気候関連金融リスクを管理すべき重要なリスクとして認識し、主体的に管理することは、本邦金融機関にとって喫緊の経営課題である。

バーゼル銀行監督委員会（以下、BCBS）は、2020年4月末に、「気候関連金融リスク¹⁾：現在の取組みに関する調査（Climate-related financial risks : a survey on current initiatives）」と題する文書を公表した。本文書は、メンバー国等における気候関連金融リスクに関する規制及び監督の現状を調査した結果をまとめたものである。

今回の調査は、BCBSが2月に設立した気候関連金融リスクに関するハイレベル・タスクフォース（a high-level Task Force on Climate-related Financial Risk : TFCR）の活動の一環である。TFCRは、今回の現状調査の結果を踏まえ、今後、気候関連金融リスクの伝播経路や計測方法などに関する分析に関する報告書の作成と気候関連金融リスクの削減に向けた監督手法の開発に取り組む予定である。BCBSが気候関連金融リスクについて、グローバルな指針を公表する日もそう遠くないと考える。

一方、わが国では、一部の大手金融機関が気候変動関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures : TCFD²⁾の勧告を受け、気候変動の影響を計測、開示するようになっているが、リスク管理という観点からの取り組みは、緒に就いたばかりと言える。

BCBSや各国の監督当局が気候関連金融リスクへの監視を加速度的に強化している背景には、気候関連金融リスクは必ず顕在化することと、対応が後れるほど企業や金融機関の経営に甚大な影響をもたらすと考えられていることがある。気候関連金融リスクを管理すべき重要なリスクとして認識し、主体的に管理することは、本邦金融機関にとっても喫緊の経営課題である。

調査対象と質問項目

本調査は、2020年2月にアンケート形式で実施された。調査対象は、欧州中央銀行（ECB）および欧州銀行庁（EBA）と25のメンバー国³⁾の金融当局（母集団＝27）である。アンケート調査項目は、図表の通りである。なお監督下にある銀行の取り組みの現状に関する質問も含まれている。

図表 アンケート調査項目

質問1：規制および監督の枠組みにおける気候関連リスクの役割。例えば、気候関連のリスクは、規制および監督の枠組みで具体的に指定されているか。
質問2：気候関連金融リスクに関する認識を高めるために取られた措置
質問3：気候関連リスクの計測に関する研究
質問4：気候関連金融リスクの影響とそのようなリスクの管理に関する銀行の考え方
質問5：銀行の気候関連金融リスク管理に関する監督ガイダンス及び期待値
質問6：気候関連金融リスク情報に関する銀行の開示
質問7：健全性監督の枠組みにおける気候関連金融リスクに関する検討の現状または計画
質問8：気候関連金融リスクに関連する他の取り組み

(出所) バーゼル銀行監督委員会「気候関連金融リスク：現在の取組みに関する調査」

調査結果のポイント

BCBSは、今回の調査結果を、次の6つの観点からまとめている。

NOTE

- 1) BCBSは、気候関連金融リスクを「気候変動に起因し、個別金融機関の安全性と健全性に影響を与える可能性があり、銀行システムにとっても金融安定性という意味合いのある一連の潜在的リスク」と定義している。
- 2) 投資家や貸し手等が重要な気候変動関連リスクを理解する上で有用となる、任意かつ一貫性のある開示の枠組みを策定することを目的として、金融安定理事会が2015年12月に設置した民間主導のタスクフォース。
- 3) アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港、インドネシア、イタリア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、オランダ、ロシア、

ア、サウジアラビア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、アラブ首長国連邦、ドバイ、イギリス、アメリカ。

- 4) わが国では、2018年6月に金融庁が、2019年11月に日本銀行がメンバーとなっている。

- 1) 規制および監督の枠組みにおける気候関連金融リスクの役割については、ほとんどのメンバー国等が、気候関連金融リスクに関する明確な権限はないと回答する一方で、既存の健全性監督の枠組みは、銀行に関連するすべてのリスクを管理するように求めているため、気候関連金融リスクは既存の規制および監督の枠組みに含まれるとの認識を持っていることが明らかになった。
- 2) 気候関連金融リスクの計測に関する研究については、24のメンバー国等が実施していると回答した。同時にリスクを評価する上での課題点も明らかになった。具体的には、データの制約、方法論が確立されていないこと、伝播経路のチャンネルのマッピングの難しさなどである（上位3回答）。
- 3) 気候関連金融リスクに関する意識を高めるための措置については、23のメンバー国等が「会議・打ち合わせ」、「スピーチ」及び「出版物」などの手段を通じ、銀行に気候関連金融リスクに関する問題提起を行っている」と回答した。
- 4) 気候関連金融リスク管理及び開示に対する銀行のアプローチについては、18のメンバー国等が銀行を少なくとも1回調査したと回答した。うち約半数が銀行の取り組みは初期段階にあり、改善の余地があると回答した。更に20のメンバー国等が、程度に差はあるが、銀行は、気候関連金融リスクの開示を行っている」と回答した。うち約半数は、銀行の開示は、TCFDの勧告に基づいている」と回答した。
- 5) 気候関連金融リスクの監督上の取り扱いについては、16のメンバー国等が既に監督指針を出している」と回答、6のメンバー国等が出す予定があると回答

した。ただしこうした指針は、必ずしも法的な拘束力を伴うものではない。更にほとんどの回答者が気候関連金融リスクを自己資本充実度評価に含めていないと回答した。

- 6) 気候関連金融リスクに関するその他の取り組みについては、①気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）⁴⁾への参加、②気候関連金融リスクに関するストレス・テストの開発、③研究者および中央銀行との国際的な協業の推進、④持続可能な金融の実施と拡大、の4点が挙げられた。

今後の方向性 ～グローバルな指針の策定

今回の調査では、メンバー国間で取り組みの現状に違いがあることや、リスクの評価にはデータや方法論など様々な課題があることが明らかになった。TCFRが目指す効果的な監督手法の開発は容易ではない。しかしその一方で、すべてのメンバー国等が気候変動が銀行システム及び金融の安定性に影響を与える可能性のあるリスクであるとの認識を持っていることも明らかになった。既に欧州各国やNGFSなどが指針の策定に取り組んでいる。持続可能な経済の実現に向けて、わが国の金融当局及び金融機関には、グローバルな指針の策定に積極的に関与していくことが期待される。

Writer's Profile



川橋 仁美 Hitomi Kawahashi

金融イノベーション研究部
上級研究員
専門は内外金融機関経営、ALM、リスク管理
focus@nri.co.jp